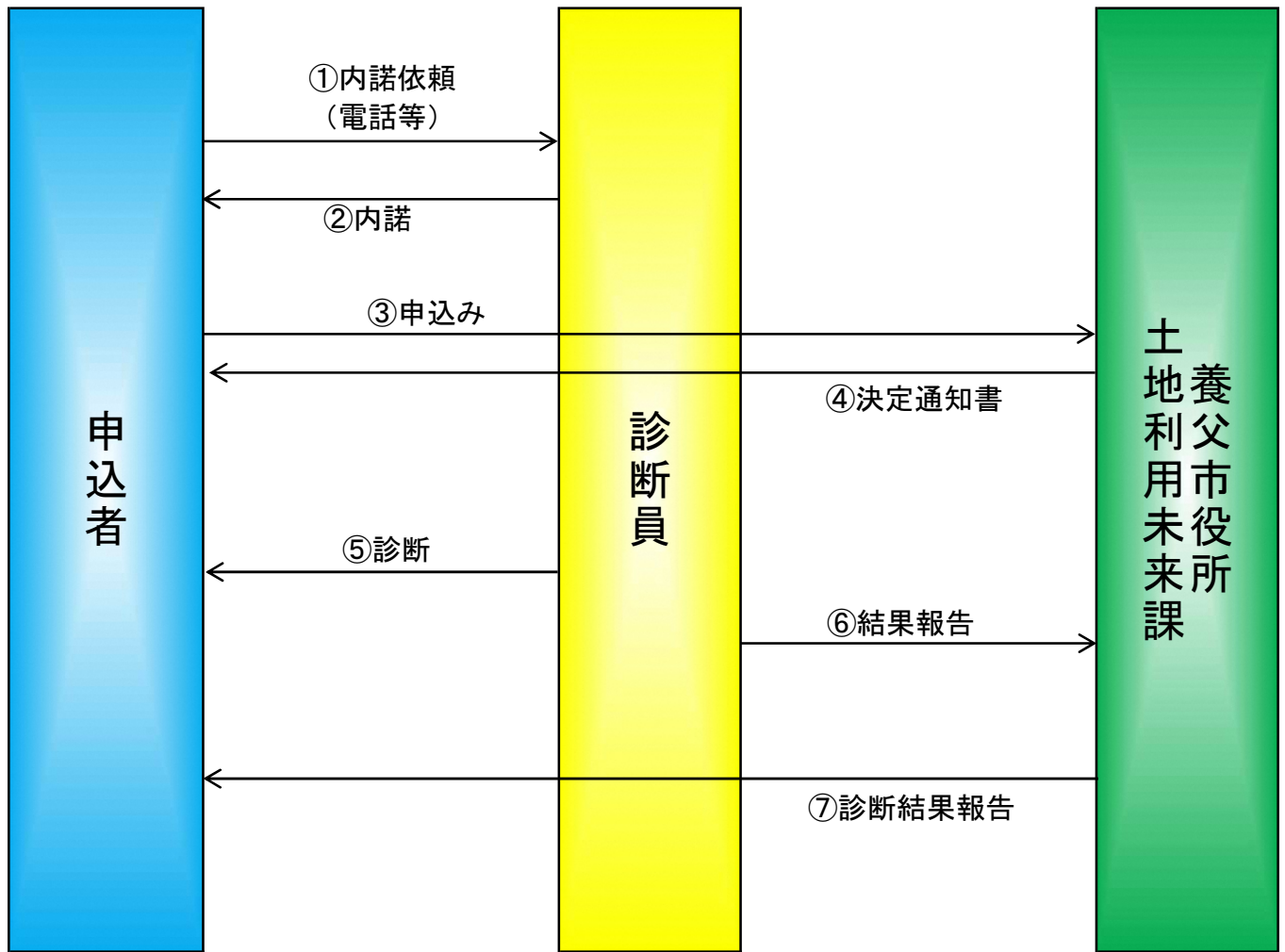


簡易耐震診断の流れ



①	「耐震診断技術者名簿」※ ¹ より診断員を選んでいただき、診断可能か申込者で内諾をお取りください。
③	内諾が取れましたら「簡易耐震診断推進事業申込書」※ ² により市役所土地利用未来課へ申し込んでください。
④	養父市より「簡易耐震診断実施決定通知書」を送付します。（診断員と業務委託先が契約するため、申込みから決定通知まで1週間から2週間程度かかります。）
⑤	通知書が届きましたら、申込者と診断員で診断日の日程調整をしていただき、現地にて聞き取り調査、建物内外部調査を行います。 * 室内へ入り、各部屋の間取り調査を行います。 * 図面の有無や建築物の規模にもよりますが、1時間程度で完了します。
⑥⑦	調査結果から「耐震診断報告書」が作成されお渡します。

※1,2 養父市HP(土地利用未来課)の下欄よりダウンロードされるか、養父市役所土地利用未来課でお受け取りください。

～問合せ～

〒667-0198

養父市広谷250-1（養父庁舎3階）

まち整備部 土地利用未来課

TEL:079-664-1410